

## 四国中央市競争参加資格審査会要綱

平成19年3月19日

訓令第4号

四国中央市競争参加資格審査会要綱（平成16年四国中央市訓令第40号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 市が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（建設工事に関する調査、測量及び設計業務を含む。以下「市工事」という。）、製造の請負、物品の購入（物品の修繕及び印刷製本を含む。）及び業務委託（以下これらを「市工事等」という。）の入札及び契約の公正を期するため、四国中央市競争参加資格審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（職務）

第2条 審査会は、次に掲げる事項について審査を行う。ただし、情報システムの調達に関し別に定めがある場合は、この限りでない。

- (1) 市工事、製造の請負及び物品の購入の一般競争入札に係る入札参加資格の設定及び確認
- (2) 1件の設計金額が5,000万円以上の市工事及び製造の請負の随意契約に係る業者の選定
- (3) 1件の設計金額が2,000万円以上の物品の購入の随意契約に係る業者の選定
- (4) 市工事等に関し不正若しくは不当な行為のあった業者の入札参加資格停止
- (5) 前各号に定めるもののほか、審査会が必要と認める事項

（組織）

第3条 審査会の委員長及び委員は、別表のとおりとする。

（会議）

第4条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。
- 3 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審査会は、必要と認めるときは、第2条に規定する事項について、学識経験者等の意見を聴くことができる。
- 5 審査会は、委員長がやむを得ない事由があると認める場合は、書面を回付し審議することをもって、会議に代えることができる。

（庶務）

第5条 審査会の庶務は、契約担当課において処理する。

（その他）

第6条 この訓令に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年 3 月31日訓令第15号）

この訓令は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 3 月27日訓令第22号）

この訓令は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 3 月25日訓令第22号）

この訓令は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年11月 1 日訓令第24号）

この訓令は、平成25年11月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月28日訓令第13号）

この訓令は、平成28年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中四国中央市公正入札調査委員会要綱第 6 条の改正規定、第 2 条中四国中央市低入札価格審査会要綱第 6 条の改正規定及び第 4 条中四国中央市談合情報対応マニュアル第 3 個別手続の手順等第 3 項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年 3 月30日訓令第10号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成30年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条中四国中央市談合情報対応マニュアル別記の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際現に提出されている第 3 条の規定による改正前の四国中央市談合情報対応マニュアル様式第 1 号、様式第 2 号及び様式第 4 号に規定する書類は、第 3 条の規定による改正後の四国中央市談合情報対応マニュアル様式第 1 号、様式第 2 号及び様式第 4 号に規定する書類とみなす。

附 則（令和 2 年 3 月19日訓令第 7 号）

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月28日訓令第 5 号）

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

#### 別表（第 3 条関係）

委員 長	副市長
委 員	総務部長 政策部長 市民部長 福祉部長 経済部長 建設部長 教育委員会事務局教育管理部長